

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	小平市 身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく下記の事務を行う。 ①身体障害者手帳の交付申請・再交付申請・記載事項変更届・返還届等の受付、進達、交付事務 ②身体障害者手帳交付台帳の整備
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の11の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2535
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2535

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	河原 順一	原 儀和	事後	人事異動による変更。
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	原 儀和	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	Ⅳ リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上法の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項	事後	法律改正のため
令和4年9月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月26日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	小平市 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく下記の事務を行う。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付申請・更新申請・障害等級変更申請、再交付申請、記載事項変更届・返還届等の受付、進達、交付事務 ②精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の14の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項)22、23、24、25の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2533
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2533

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	河原 順一	原 儀和	事後	人事異動による変更。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	原 儀和	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	IVリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法律改正のため
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	小平市 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく下記の事務を行う。 ①自立支援給付(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等)の支給に関する事務及び支給認定の変更に関する事務 ②地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ③地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳管理ファイル、用具管理ファイル、自立支援医療管理ファイル、自立支援給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)16、26、56の2、57、87、109、116の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項)108、109、110の項 番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2535
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2535

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16、26、56の2、57、87、109、116の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 108、109、110の項	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16、26、56の2、57、87、109、116の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 108、109、110の項 番号法 第19条第14号	事後	小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の制定に伴い、地域生活支援事業に関する事務の情報連携の根拠を追加する。
平成28年7月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	河原 順一	原 儀和	事後	人事異動による変更。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	法の根拠条文変更のため
平成30年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	原 儀和	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上法の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16、26、56の2、57、87、109、116の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 108、109、110の項 番号法 第19条第8号	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16、26、56の2、57、87、109、116の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 108、109、110の項 番号法 第19条第9号	事後	法律改正のため
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月26日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	小平市 心身障害者福祉手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、小平市中心身障害者福祉手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小平市心身障害者福祉手当の支給に関する事務
②事務の概要	小平市心身障害者福祉手当支給条例に基づき、当該手当の受給資格の認定の請求及び現況の届出に関する事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請者情報の確認 ②本人の所得確認
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者福祉手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2538

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	河原 順一	原 儀和	事後	人事異動による変更。
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	法の根拠条文変更のため
平成30年6月28日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	原 儀和	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法律改正のため
令和3年9月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 】接続しない(提供)	【○】接続しない(提供)	事後	見直しによる変更
令和5年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月22日	Ⅳリスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	小平市 児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく下記の事務を行う。 ①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務及び支給認定の変更に関する事務 ②障害福祉サービスの提供に関する事務
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付(児童通所支援)管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)8、11、16、56の2、108及び116の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項)10、11及び12の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2535
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい者支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2535

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	小平市 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、地方自治法第252条の17の2第1項に基づく条例による事務処理の特例制度により小平市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	地方自治法第252条の17の2第1項に基づく条例による事務処理の特例制度により小平市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 心身障害者医療費助成制度の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務 2 心身障害者医療費助成制度の受給資格の認定に係る事実についての変更に関する事務
③システムの名称	・障がい者福祉システム ・団体内統合宛名 ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者医療費の助成に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条2項 ・小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障がい者支援課 事業推進担当 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地 健康福祉事務センター内 電話番号 042-346-9540(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい者支援課 事業推進担当 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地 健康福祉事務センター内 電話番号 042-346-9540(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

